

魚津市告示第53号

地域中核病院受診者に対する魚津市民バス使用料減額事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

魚津市長 村椿 晃

地域中核病院受診者に対する魚津市民バス使用料減額事業実施
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院（以下「地域中核病院」という。）を受診する者（以下「受診者」という。）に対する魚津市民バス使用料減額事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、地域中核病院受診者の利便性向上及び市民バスの利用促進を図るため、魚津市民バス運行条例施行規則（平成18年魚津市規則第31条）第3条第2号の規定に基づき、受診者が地域中核病院を受診するために利用する市民バスの往路使用料の全額を減額するものとする。

(使用料減額の方法)

第3条 使用料減額は、受診者が労災病院前（玄関口）停留所で魚津市民バスを降車する際に、普通使用料又は回数乗車券使用料を徴収しないことにより行う。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。